

# いじめ防止等の対策に関する基本方針

平田村立小平小学校

## 1 基本方針

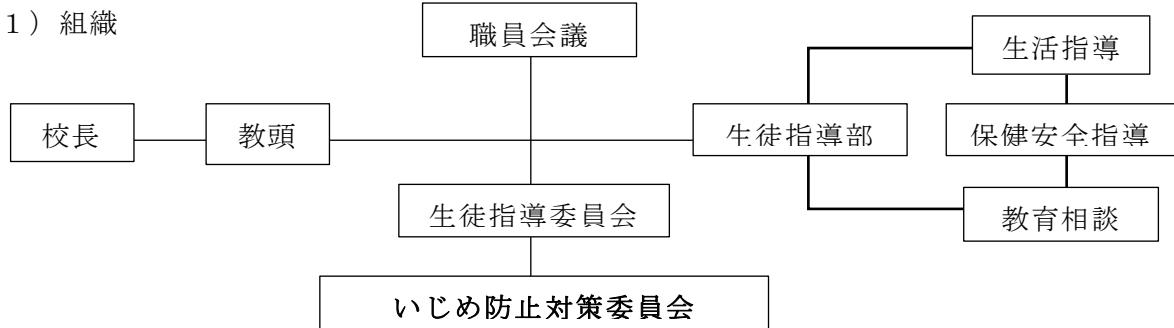
- (1) いじめが発生しない環境をつくるため、道徳教育や体験活動を重視し、全ての教育活動を通して豊かな情操や道徳性を養う。
- (2) 積極的な生徒指導を行い、予防措置を講じる。
- (3) 校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織で対応する。構成員は、本校職員、有識者とする。
- (4) 保護者、地域住民との連携を図り、情報共有のもとに教育活動を推進する。
- (5) 村教委への報告・連絡を密にし、指導助言を受け、対策を講じる。
- (6) 実態把握を定期的に実施し、早期発見、早期解決に努める。
- (7) 重大事態が発生した場合には、事実関係調査を直ちに実施し、実態把握に努め村教委との連携を密にして対処する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は、学校の内外を問わない。

## 3 いじめ防止の校内組織

### (1) 組織

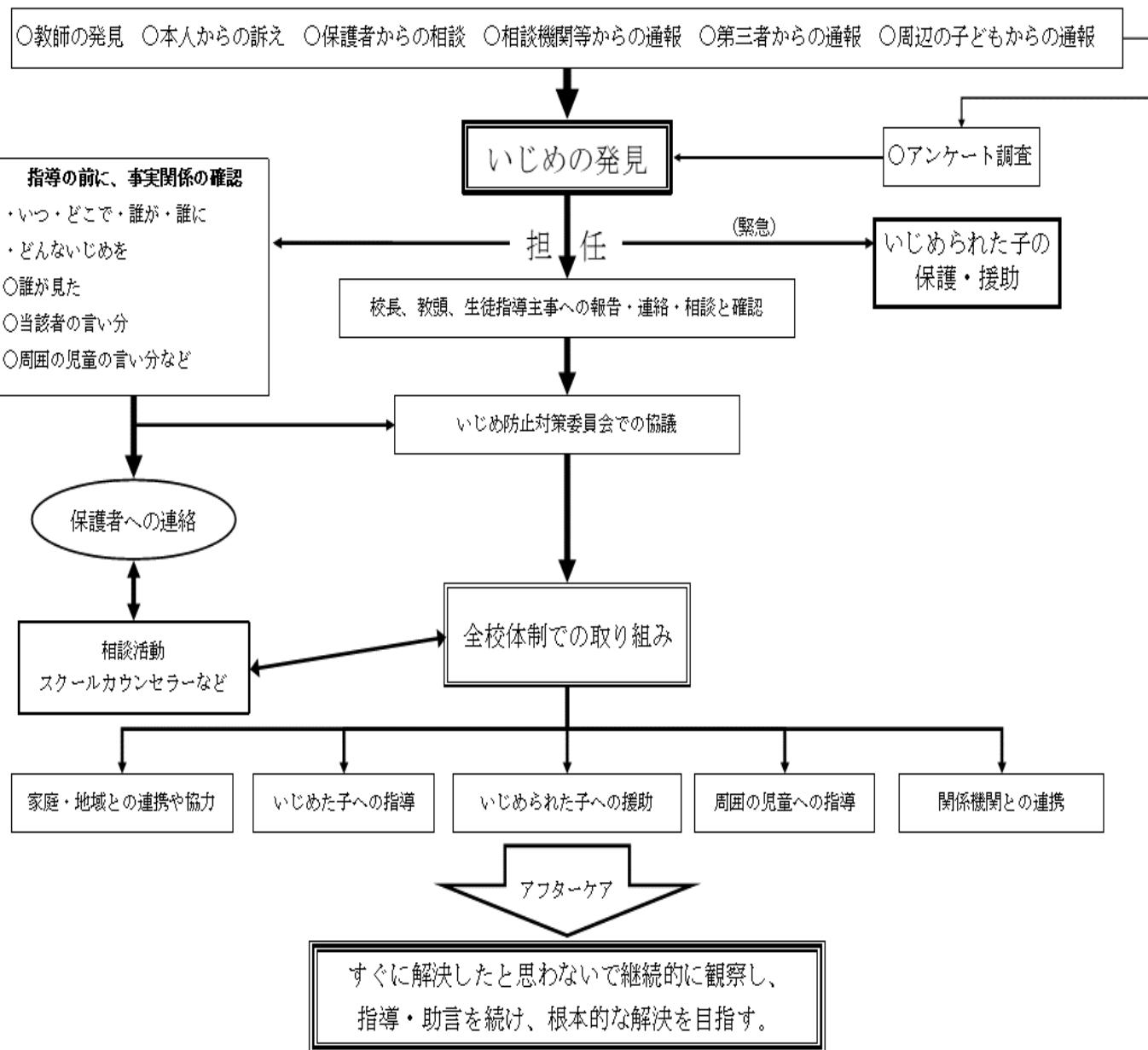


(生徒指導主事・教務主任・低中高学年担任・養護教諭・※有識者)

### (2) 運営

- ① 全職員の共通理解を深め、指導体制を確立して運営にあたる。
- ② 生徒指導全体会を月一回（定例会）開催し、生徒指導部で役割を分担して運営にあたる。
  - ・各学年の生徒指導上の問題（具体事例）について話し合い、共通理解を図る。
  - ・いじめに関する研修・情報交換を行う。
- ③ 定例以外にも、生徒指導部を中心に必要に応じて話し合いをもつ。
  - ・いじめが疑われる事例に対し迅速に対応策を検討する。
- ④ 随時、情報交換を行い、指導の仕方について共通理解を図る。
- ⑤ 講師を招聘して研修会を開催し、指導力の向上を図る。
- ⑥ 生徒指導に必要な調査を年2回全校で実施し、結果確認を行い集約し、実態を把握して指導にあたる。

### (3) いじめ発生の対応



### (4) 指導の手順

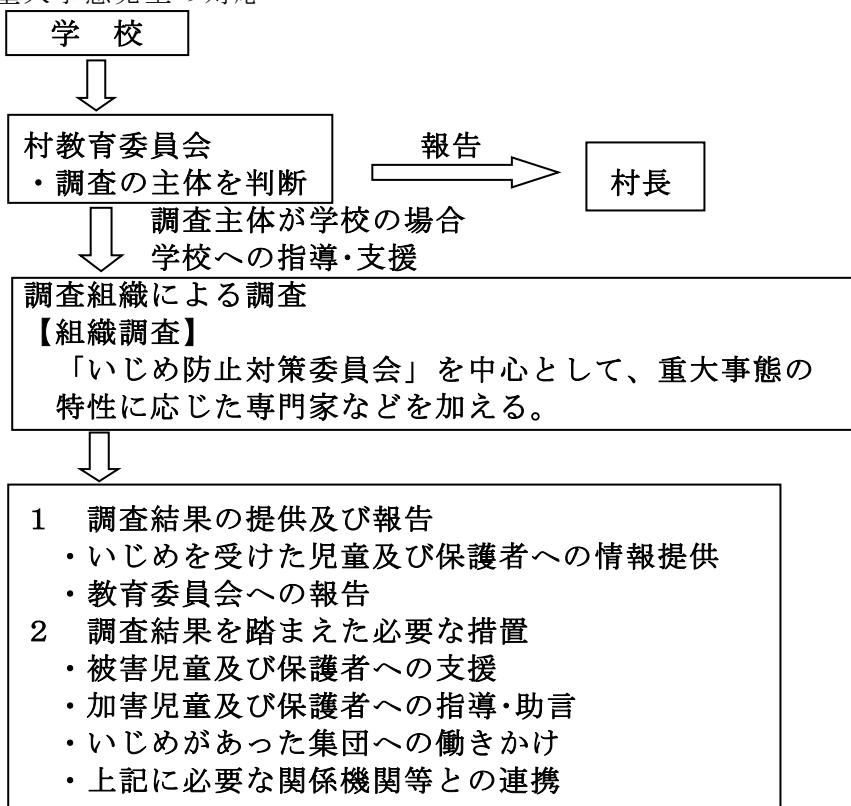
- ① いじめの兆候が発見されたとき、すぐに校長、教頭、生徒指導主事に報告をする。
- ② 「いじめ防止対策委員会」で対応を協議する。担任は、いじめられている子への保護、援助を最優先する。また、事実確認や情報収集に努める。
- ③ 保護者と連絡を密にし、事実の報告を行う。また、家庭での様子を聞く。学校でどのような指導を行ったか、どのような話をしたかを伝える。保護者からの言葉や訴えを傾聴する姿勢を取り、原因等について、憶測や想像で話さないように留意する。
- ④ 全校体制で解決に取り組む。場合によっては、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図る。
- ⑤ 全職員で継続して観察し、指導・助言を続ける。そして、根本的な解決を目指す。

#### 4 重大事態が発生した場合

##### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 他の児童の教育を受ける権利を保障するために、出席停止等の毅然とした指導を検討する。
- (3) いじめられている児童の保護のため、時機を逃すことがないよう、就学すべき学校の指定変更や区域外就学等の措置について村教育委員会の指導・助言を受ける。

##### (4) 重大事態発生の対応



#### 5 教育相談

- (1) アンケートを実施する。 → 5月、9月、1月
- (2) アンケート実施後、必要に応じて児童との面談を実施する。また、保護者との面談においても、児童の問題行動等の情報収集を行う。

#### 6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 被害児童への対応→全教職員で情報を共有し、被害児童に寄り添う支援を行う。
- (2) 加害児童への対応→背景や事情を綿密に調べ、心のケアを重視し指導する。
- (3) 全校児童への対応→掲示板やメール等で誹謗・中傷を発見した場合、速やかに学校や保護者に報告・相談するよう指導する。
- (4) 家庭への対応→いじめの発生に家庭環境等が要因となっている場合、保護者に対し再発防止のための必要な協力を得る。また、必要に応じ全家庭にお知らせを配付する。